

現場説明・施工条件明示事項書

下 諏 訪 町 建 設 水 道 課

本事項書は、下諏訪町が発注する上水道配水管布設替工事の事項について定めるものである。

工事の実施に当たっては「長野県企業局水道工事標準仕様書」・「令和5年水道事業実務必携」・「土木工事共通仕様書」・「長野県土木工事施工管理基準」・「土木工事現場必携」及びその他指定された図書の記載事項、かつ以下の事項について施工条件とする。

※ 設計単価の変更に関して

積算システム入力時の単価、経費を使用しているため、月初めの新単価、諸経費については監督員との協議の上変更の対象とする。

この事項書中「監督員」とは、「契約約款」第9条の規定により請負者に通達する職員をいう。

1 工事内容

(1) 工事概要

- ・ 工事概要は設計書のとおり。

(2) 工事関連資料

- ・ 本工事箇所に関連する資料は閲覧が可能である。また契約後は貸与も可能である。

2 工期関係

(1) 工期

- ・ 工期は、完成日を設計書のとおりとする。
- ・ 工事の施工時間は、昼間工事 午前8時30分～午後5時00分
- ・ ~~※本工事の夜間(深夜割増)労務単価について~~
夜間専門工事で、労働時間は午後21時から午前5時まで、休息时间30分で、実働時間は7時間30分となり、内深夜労働時間は6時間30分となる。

(2) 週休2日工事

①発注者指定型週休2日工事

本工事は発注者指定型週休2日工事の対象工事である。「週休2日工事实施要領」に従い取り組むものとする。ただし、令和○年○月○日から令和○年○月○日は、週休2日の取組みを実施する期間から除くものとする。また、工事契約後、週休2日対象期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

(参考)「週休2日工事实施要領」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/infra/kensetsu/gijutsu/syukyu2niti.html>

②施工者希望型週休2日工事

~~本工事は施工者希望型週休2日工事の対象工事である。週休2日の実施を希望する場合は、「週休2日工事実施要領」に従い取り組むものとする。ただし、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日は、週休2日の取組みを実施する期間から除くものとする。また、工事契約後、週休2日対象期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。~~

~~(参考)「週休2日工事実施要領」~~

~~<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/infra/kensetsu/gijutsu/syukyu2niti.html>~~

3 工事工程関係

(1) 地元・関係機関との協議

- 現場付近の居住者等への説明
- 請負者は、工事の着手に先立ち、監督員と協議のうえ、現場付近の居住者に対し、工事の施工について内容等の説明を行い、十分な協力を得られるように努めなければならない。
- 給水装置工事は、給水装置所有者等土地関係者に対し、あらかじめ施工箇所や工事工程等工事に関する事項の説明を行い、土地の立ち入りについて承諾を得た上で、工事の施工をしなければならない。
- 請負者は、工事施工に先立ち、施工区域全般にわたる地上、地下施設物の種類、規模、位置、管理者等をあらかじめ試堀、その他により確認しておかななければならない。
- その他必要な書類等を確認し近接工事届を、各占用者へ提出し協議をすること。
なお、試堀を行う場合、又はその他必要が生じた場合は当該管理者の立会いの下に行うこと。
- 当該箇所は、当該管理者の立会いの下に施工することを基本とする。ただし当該管理者が認めた場合はこの限りでない。
- 工事の施工中、損傷を与えるおそれのある施設物に対しては、当該管理者、監督員等と協議し、仮防護、その他適当な措置を施し、工事完了後は原形に復旧しなければならない。

4 施工計画

(1) 施工計画

- 請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。
- 請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。
- 請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。

また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は小規模工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部または全てを省略することができる。

- ① 工事概要
- ② 計画工程表
- ③ 現場組織表
- ④ 安全管理
- ⑤ 指定機械
- ⑥ 主要資材

- ⑦ 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
 - ⑧ 施工管理計画
 - ⑨ 緊急時の体制及び対応
 - ⑩ 交通管理
 - ⑪ 環境対策
 - ⑫ 現場作業環境の整備
 - ⑬ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
 - ⑭ その他
- ・ 請負者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
 - ・ 監督員が指示した事項については、請負者は、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

5 諸手続

- ・ 請負者は、工事施工にあたり請負者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書のためにより実施しなければならない。
ただし、これにより難い場合は監督員の指示を受けなければならない。
- ・ 請負者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告しなければならない。
- ・ 請負者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- ・ 請負者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、請負者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- ・ 請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。請負者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
- ・ 請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

6 断水広報

- ・ 工事に伴う断水が必要となる場合は監督員と協議し、概ね一週間前に区域住民及び飲食店に周知すること。大口需要家との調整は十分行うこと。

7 周辺環境保全関係

(1) 大気への配慮

- ・ 建設機械・設備等は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。

(2) 公道への配慮

- ・ 現場から発生土等の搬出時には、運搬車両等の付着土砂を確実に除去してから一般道を通行すること。また、一般道が当工事による原因で破損及び汚れた場合は、請負者の責任において処理すること。

(3) 過積載の防止

- ・ 町が定める過積載防止対策に沿って必ず対策を行うこと。
- ・ 取引メーカーから購入する各種材料(生コン・As・骨材等)や下請業者についても、過積載防止対策の

範囲とする。

- 対策について、「施工計画書」の施工方法に具体的に記載すること。
- 工事現場において過積載車両が確認された時は、速やかに改善を行うと共に発注者にその内容を報告すること。
- 実施した過積載防止対策については、点検記録・写真等を整理の上、竣工時に提出すること。

8 安全対策関係

(1) 安全教育・研修・訓練

- 工事現場では、「長野県水道局水道工事標準仕様書」1.2を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。全作業員を対象に定期的に安全教育・研修及び訓練を行うこと。

(2) 交通管理

- 近隣居住者には、事前に工事の周知を徹底し、車両の出入りについて配慮すること。
- 仮設ヤード回りは、公衆の安全対策を講じること。
- 車道部分に接し車両等が飛び込みの恐れがある場合は、ガードレール・視線誘導板・回転燈等を設置すると共に、特に夜間の安全対策に配慮すること。

(3) 交通規制

- 規制箇所は、規制期間を極力短くすること。
- また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法とすること。

9 使用材料関係

(1) 材料の指定

使用材料のうち、設計図書により指定した場合は、指定品を使用しなければならない。

(2) 材料の検査

工事材料は、使用前にその品質、寸法又は見本品の検査を受けて合格したものでなければならない。

ただし、町が認めた規格証明書（JWWA等）を有するものは、検査を省略することができる。

材料検査に合格したものであっても、使用時において損傷、変質等の異常のあるものは、新品と取り替え、再検査を受けなければならない。

~~(3) 生コンクリート~~

- ~~• 使用材料の品質管理のため、配合報告書内容を確認し監督員に提出することとする。~~
- ~~• 水セメント比について明記のない場合は、下記のとおりとする。~~

~~＜鉄筋コンクリート＞W/C=55%以下~~

~~＜無筋コンクリート＞W/C=60%以下~~

~~＜無筋コンクリート＞(耐久性を要しないもの)W/C=65%以下~~

(4) アスファルトコンクリート

- 基準密度等の品質管理のために、必ず配合報告書を提出することとする。
- 材料について明記のない場合は、再生材を使用するものとする。

(5) クラッシュラン

材料について明記のない場合は、再生材を使用するものとするが、事前に使用材料の承認を得なければならない。

10 仮設管

- 上水道配水管の仮設管資材はREPCS-G型または同等品以上とする。
- 施工労務単価は、現場施工内容により、仮設管資材布設歩掛を参考にして使用する。
なお、仮設管撤去工は施工労務単価の 1/2 とする。

11 残土処理

- 残土処理について、監督員が指示する場所へ土質別に分けて処理をしなければならない。
- 運搬にあたっては、荷台の残土をシート等で覆い、残土をまき散らさないように注意しなければならない。
また、所定の重量以内で運搬を行い、過積載運搬は行ってはならない。
- 工事施工に伴い廃棄物（アスファルト、コンクリートガラ等）が発生した場合は、その収集、運搬、処分を適切に行わなければならない。

12 建設副産物の処理

- 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。
- 請負者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
- 請負者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
- 請負者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
- 請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録し監督員に提出しなければならない。

13 工事の記録写真

- 請負者は、工事全般にわたって工事過程を段階的に撮影し、整理編集して工事検査の際に提出しなければならない。
なお、工事写真は工事の目的、場所、寸法等が明確なものでなければならないものとし、施工後、目視のできない箇所は、写真撮影しておかななければならない。
- 工事記録写真の撮影は土木工事施工管理基準に準ずるものとする。

14 工事の記録

(1) 管理設

- 基準の埋設深、転圧層厚等を各測点ごとに検測し、**検査記録表**により、監督員の確認を受けなければならない。

(2) 管接合

- 接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入しながら行い、監督員の確認を受けなければならない。~~GX形は3種類。(①直管・P-Link、②異形管・G-Link、③継ぎ輪)~~
EF継手は1種類。

15 工事出来形図作成

(1) 工事出来形 80%時

- 工事出来形が概ね、80%の時点で工事完成時の予想出来形展開図、数量計算書を提出すること。
- 設計寸法と対比し、予想出来形展開図、数量計算書は実寸寸法を赤書きで記入すること。

(2) 工事完成時

- 工事が完成したら工事完成数量表、出来形管理図（100%）、を実寸寸法赤書きで作成すること。

16 しゅん工書類

- 検査員は、監督員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次に掲げる事項について検査を行うものとする。
- 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、請負者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。
- しゅん工書類は所定の順序により、取りまとめて整理すること。
- 主任技術者、現場代理人は、しゅん工書類の内容を理解し、全ての説明を行う。

17 工事完成現場検査

- 起終点を始め、出来形管理図（100%）で示された実測値が現地でチェックできるようにスミ入れを行うこと。
- 交通整理員、検測員等の配置を行い、スムーズで安全な検査のできる体制をとらなければならない。

18 施工管理基準

- 工事の施工管理は長野県企業局水道工事標準仕様書「品質管理基準及び出来形管理基準」及び「写真管理基準」による。なお、これによりがたい場合は、「長野県土木工事施工管理基準（長野県土木部監修）」による。

19 その他

- ### (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除
- 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、諏訪警察署に届けること。
 - 暴力団等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに諏訪警察署に提出すること。
 - 不当介入を排除するため、発注者及び諏訪警察署と協力すること。
 - 不当介入により工期の延長が生じる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の要請を行うこと。